

令和2年 第19回

東京都教育委員会定例会議事録

日時：令和2年11月12日（木）午前10時

場所：教育委員会室

令和2年11月12日

東京都教育委員会第19回定例会

〈議題〉

1 議案

第278号議案

第4期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会への諮問について

第279号議案

東京都公立学校教員の懲戒処分について

第280号議案

東京都文化財保護審議会委員の委嘱について

2 報告事項

(1) 令和元年度に発生した都内公立学校における体罰の実態把握について

(2) 東京都公立学校教員の懲戒処分について

教育長	藤田裕司
委員	遠藤勝裕
委員	山口香
委員	宮崎緑
委員	秋山千枝子
委員	北村友人

事務局（説明員）	
教育長（再掲）	藤田裕司
次長	松川桂子
教育監	宇田剛
技監	矢内真理子
総務部長	安部典子
指導部長	増田正弘
人事部長	浅野直樹
地域教育支援部長	田中宏治
（書記）総務部教育政策課長	秋田一樹

## 開会・点呼・取材・傍聴

【教育長】おはようございます。ただいまから、令和2年第19回定例会を開会いたします。

本日は、読売新聞社ほか4社からの取材と、6名の傍聴の申込みがございました。また、読売新聞社ほか1社から冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。これを許可してもよろしいでしょうか。——〈異議なし〉——それでは、許可をいたします。入室してください。

## 日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、議場における言論に対して、拍手等により可否を表明することや、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないといった行為も、退場命令の対象となりますので、御留意をお願いいたします。

なお、本日は、新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクを着用するとともに、換気をよくするため、扉を開けたまま議事を進行させていただきます。御了承願います。

なお、現在、都内においても、新型コロナウイルスの感染者が増加しているという状況がございます。傍聴の皆様方にも、マスクの着用など、御協力いただきますようお願い申し上げます。

## 議事録署名人

【教育長】 本日の議事録の署名人は、北村委員にお願いを申し上げます。

## 前々回の議事録

【教育長】 10月8日の第17回定例会議事録につきましては、先日配布いたしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認いただきたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——ありがとうございます。それでは、10月8日の第17回定例会議事録につきましては御承認をいただきました。

次に、10月22日の第18回定例会議事録が机上に配布されております。次回までに御覧をいただきまして、次回の定例会で御承認をいただきたいと存じます。よろしく御願申し上げます。

次に非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題のうち第 279 号議案及び第 280 号議案並びに報告事項(2)につきましては、人事等に関する案件でございますので、非公開といたしたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——。それでは、ただいまの件につきましてはそのように取り扱わせていただきます。

## 議案

第 278 号議案 第 4 期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会への諮問について

【教育長】 それでは、第 278 号議案、「第 4 期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会への諮問について」の説明を、指導部長からお願い申し上げます。

【指導部長】 第 278 号議案、「第 4 期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会への諮問について」御説明させていただきます。

「東京都いじめ防止対策推進条例」の第 11 条には、東京都教育委員会の附属機関として、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会を置くことが規定されております。

また、同条の第 2 項には、その所掌事項の一つとして、「対策委員会は、東京都教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進について、調査、審議し、答申する。」と示されております。

本日は、これに基づきまして、第 4 期の対策委員会への諮問事項を御審議いただくものでございます。

資料 1 ページをお願いいたします。

「諮問事項」は、「東京都内公立学校におけるいじめ防止に係る取組の推進状況の検証、評価及びいじめ防止等の対策を一層推進するための方策について」としております。

次に、2 ページをお願いいたします。

「諮問理由」を読ませていただきます。

東京都は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、平成 26 年 6 月に「東京都いじめ防止対策推進条例」を制定するとともに、同年 7 月に、「東京都いじめ防止対策推進基本方針」及び「東京都教育委員会いじめ総合対策（以

下「いじめ総合対策」という。)」を策定した。

これらを踏まえ、これまで東京都教育委員会と区市町村教育委員会との緊密な連携の下、東京都内全ての公立学校においては、校長をはじめとした教職員と保護者、地域住民、関係機関等が一体となり、組織的にいじめ防止等のための取組を推進してきた。

また、東京都教育委員会は、平成30年11月に、第3期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会に対して、「いじめ総合対策【第2次】」に示された取組の推進状況の検証、評価及びいじめの防止等の対策を、一層推進するための方策について諮問し、令和2年7月に、同委員会から答申を得たところである。

この答申では、2年間の取組の成果として、各学校が、見逃しがちな軽微ないじめの積極的な認知や、学校いじめ対策委員会を核とした組織的対応等を推進することを通して、早期にいじめを解消に導いてきた実績が明記されている。

一方で、「多様性や互いのよさを認め合うことについて、日常の授業はもとより、家庭・地域等、様々な場を通して育むこと」や、「児童・生徒にSOSを出す力、受け止める力を育成することに加え、子供の不安や悩みを十分に聴き受けることのできる大人を増やすこと」、「学校と保護者等との受け止めに乖離がないか、周知の在り方を見直すとともに、保護者や地域からの発信を促し、受け止める態勢を充実させること」などについて、今後、更に取組の改善を図っていくことの必要性が示された。

各学年においては、本答申を踏まえて令和2年度中に策定される「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」を確実に推進するとともに、取組の成果と課題を不断に検証、評価して、その改善を図っていくことが求められる。

以上のことから、東京都教育委員会は、第4期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会に対して、東京都内公立学校におけるいじめ防止に係る取組の推進状況の検証、評価及びいじめ防止等の対策を一層推進するための方策について、諮問するものである。

以上となっております。

なお、第1回の会議ですが、11月27日に開催を予定しております。

本日御決定いただいた諮問事項及び諮問理由につきましては、第1回会議冒頭で、教育長より伝達させていただく予定でございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

【教育長】 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして御質問、御意見等がございましたら、お願い申し上げます。

**【北村委員】** どうもありがとうございます。

いじめの問題を長年にわたって記録されてきて、様々な対策がとられる中で、いじめの回数等の数字がアップダウンはありますが、順調に成果を上げてきています。各学校で、先生方が非常に意識して、子供たちに目を配ってくださっているなということを感じております。

ただ、子供にとっては、いじめというのは、人間の社会のどこかでどうしても起こってしまう問題でもあると思いますので、もちろん、なくすことが大切ですが、起きてしまったときに、子供をどうサポートするのかということが、とても大切なことだと思います。

そういう意味で、今回のこの諮問で、子供の不安や悩みを受け止めるということを重視されるのは、非常に大事なことだと思いますが、同時に、例えば、今よく、「居場所」という言葉を使って議論されていますが、子供が居られる場があることで、その場に、自分以外の大人だけに限らず、様々な人たちとの出会いが、その「居場所」にあって、自分は一人じゃないんだ、と何か問題を抱えたときに話をすることができるような、人と出会える「居場所」をつくってあげることも、非常に大事なことだと思います。

ですので、先日の総合教育会議では、インクルーシブ教育との関連で、どちらかというところ、不登校の問題が表面に出ていましたが、こういったいじめの問題に関しても、是非そういう「居場所」づくりのことも含めて、考えていただきたいと思っておりますので、議論を期待しております。よろしく願いいたします。

**【指導部長】** ありがとうございます。

諮問理由の中にも、「子供の不安や悩みを十分聴き受けることできる大人を増やすこと」ということを、述べさせていただいていますが、この「大人を増やす」という中には、体制的な、システムとしての、北村委員が今おっしゃったような「居場所」の問題も、検討の俎上には乗ってくるかと思えます。

また、委員の方々には、そういうところの意を、こちらから伝えて、検討を進めてまいりたいと思っております。

**【宮崎委員】** 諮問の理由は、もちろん、これでいいのですが、中身で、是非委員の方々に検討していただきたいと思えますのは、「クライシスマネジメント」というものを、グラフを頭に浮かべていただくと、定常状態があって、何かあると、がくっと壊れるわけで

すが、それを何とか元に戻そうという、2段階に分かれていると思うのです。

未然に防ぐという努力の部分と、そうはいつでも何か起こってしまったときに、何とか定常状態に戻そうと。それが、すごく時間をかけてゆっくり戻すのか、一気に戻すのか。戻すのが100%完全でなくても、80%ぐらい戻ればいいのかというようなところがあって、このあとのフォローの方というのが、まだまだ検討の余地があるのかなと。

未然に防ぐことについては、本当に様々な努力をしておりますし、時代がたつにつれ、今年のコロナ禍のように、外部環境により、形も有様も変わってきていて、それに一生懸命対応しようということでの現場の努力というのは、ものすごいものがあると思うのですが、子供の立場からいくと、卒業したら終わるとか、人生の長いスパンで見たときに、どこまで、学校としてフォローしてあげるべきなのかということも含めて、是非検討していただければと思います。

もう一つは、対応する方の先生も、大変な心労があると思うのです。今、一人ではなく集団とするなどの組織的な対応をすることなど決まっていますが、そうはいつでも、それぞれの方のキャラクターがいろいろあると思いますので、対応する側に対するフォローもよく考えていただく必要があると思っています。

みんながハッピーになるような形に持っていくということは、なかなか難しいと思うのですが、特に、状況が激しく変化していて、感染症防止だとかリモートだとかいう未知の分野に挑戦しなければいけないときには、特に、教員の側の対応の在り方というところにも、目を配っていただければと思います。

その辺を是非委員の先生方にお伝えいただければと思います。よろしくお願いします。

**【指導部長】** どうもありがとうございました。

最初の方のお話については、いじめの解消という事象をどういうふうに捉えるかということで、文科省の方からも、3か月のしっかりしたスパンを見て、どういう状況になっているかということ、しっかり確認することということになっています。

その部分が、いじめの認知については、大分現場に浸透してきたかと思いますが、その解消の捉え方というところは、まだ、宮崎委員がおっしゃるように、課題があるかと思っていますので、その辺の取組を深めていきたいと思っています。

それから、先日、第3期の答申で出されたように、最終的には、子供たちがいじめを自らどういうふうと考えて、どういうふうに行動できるかということ。

それが、学校を終えた後の、社会の中に入って行って、どういうふうに対応していくかという力になるかと思えますから、その辺も含めて、検討を進めてまいりたいと思えます。

それから、2点目の教職員へのフォローについても、委員の方々に、その意のところを伝えて、検討してまいりたいと思えます。

【宮崎委員】 よろしくお願ひします。

【秋山委員】 いじめは、子供本人も辛いですが、子供がいじめられているという保護者の気持ちは、並々ならぬものがあります。

ここに書いてある、「学校と保護者との受け止めに乖離がないか」というところが非常に大事で、「いじめがあるようだ」と言っても、「いや、ありません」と一言で終わってしまうと、もう保護者の思いというのは、行き場がなくなってしまうということがありますので、そこも、先生の立場、保護者の立場、子供たちの立場を踏まえて、諮問していただきたいと思えます。

【指導部長】 今御指摘いただいた点も、先日の第3期の答申に含まれているところがございますので、「いじめ総合対策[第2次・一部改定]において、そこの部分を改めて強化していくということになっています。

ですので、その取組の成果をまた、この対策委員会の方で検証していただくという形になろうかと思えます。

【秋山委員】 よろしくお願ひします。

【遠藤委員】 ありがとうございます。

いじめの問題を考える場合、二つの視点、マクロとミクロの観点から見ていかなければいけないと思えます。

今回のこの諮問は、マクロ的な観点で、いじめ防止のための体制づくり、あるいは、組織として、先生方をどう指導するか。そういうことだと思いますので、これはこれで結構だと思います。

一方で、子供のいじめは、本当に様々な要因によって起こっています。これは、ミクロ的な分析も必要であって、何によって生じたのかということ、把握していく必要があります。

この対策委員会で考えて、議論していただかないといけないのは、体制づくりのほかに、個々の、社会的な環境の変化によって生じるいじめというものもあります。

例えば、今一番問題になっているのは、“コロナいじめ”みたいなものがあります。あるいは、コロナを理由にした、「コロナウイルスをまき散らしてやるぞ」みたいなことや、「あいつのところに行くと、うつるぞ」みたいなこと。

こういういじめがあることが、新聞報道等に出ていますが、それらが事実かどうかは分かりませんが、そうしたことも、学校としてどう対応するのか。

「全体としてこういう体制をつくっているからいいのだよ」ということと同時に、個々の社会的な変化から出てくる現象も把握しておく必要があると思います。

これは、対策委員会の問題ではないかと思いますが、委員の先生方の中に、そういう個々の社会環境の変化によって生じる具体的な事例といった視点についても、頭の中に入れておいてもらえるようにしていただければと思います。

【指導部長】 ありがとうございます。

先日の第3期の対策委員会の中でも、我々のやっている、コロナに関するいじめをいかにして防止していくかということについて御紹介をさせていただき、意見をいただきました。

恐らく、第4期のこの委員会が、今月末から始まって、委員の任期は2年になりますが、この間に起こっている社会的な変化にどういうふうに学校が対応し、また、児童・生徒は、それにどのような影響を受けているかというのは、当然、<sup>そ</sup>俎上に上がってくる課題だと思っておりますので、その辺も含めて検討してまいりたいと思っております。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、ほかに御意見がございませんでしたら、本件につきましては、原案のとおり決定してよろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——ありがとうございます。

では、本件につきましては、原案のとおり御承認をいただきました。

## 報 告

### 報告事項

- (1)令和元年度に発生した都内公立学校における体罰の実態把握について

【教育長】 それでは、次に、報告事項(1)令和元年度に発生した都内公立学校における体罰の実態把握についての説明を、人事部長からお願いいたします。

【人事部長】 それでは、報告資料(1)令和元年度に発生した都内公立学校における体罰の実態把握について御説明申し上げます。

本件は、都内公立学校の体罰の根絶に向け、教職員及び児童・生徒を対象とした体罰の実態把握を行い、毎年度、結果を公表しているものでございまして、今年で8回目となります。

初めに、概要版の1ページの上段、調査についてを御覧ください。

対象は、都内の全公立学校の教職員及び児童・生徒の全てを対象としており、令和元年度に発生した体罰、不適切な指導、暴言等及び行き過ぎた指導又は、その疑いがある事案について調査を行いました。

調査方法は、教職員については、校長による聞き取り調査、児童・生徒については、質問紙調査及び聞き取り調査を実施いたしました。

なお、この調査以外で判明し、報告があった令和元年度に発生した体罰事案等も含めてございます。

次に、令和元年度の傾向について御説明いたします。

1 体罰等の行為者数等についてです。

態様別の(1)体罰の、令和元年度欄にございますとおり、体罰を行った者が19人で、前年度と比較すると、4人減となっております。

また、その下の(2)不適切な行為は、児童・生徒の身体に対する軽微な有形力の行使や、暴言等でございますが、これを行った者は201人となっております、前年度の197人と比べて4人増加となっております。

次に、下の方の、2体罰の内容についての場面別でございます。

授業等の教育活動中、部活動中のいずれも、体罰を行った人数が減少しております。

次に、後ろの方に付けてございます詳細資料を御覧ください。7ページから9ページまでですが、通しで言いますと、9ページから11ページまででございます。

体罰が行われた学校ですが、都立学校は5校でございます。区市町村立学校は14校でございます。

全部で19校でございまして、一つの学校に体罰を行った事例が複数集中した事例は、今回はございません。

次の9ページ（通しでは11ページ）ですが、全19件のうち、体罰を5件以上繰り返した事例、傷害を与えた事例、悪質性・危険性が認められた事例について、事案の概要を記載してございます。

次に、ページをお戻りいただきまして、2ページの中段の令和元年度の状況を御覧ください。

体罰を行った者は、調査を開始した平成24年度当時と比較いたしますと、8年間で約9分の1に減少し、今回、19人となっております。

その一方で、体罰には至らない不適切な行為は、前年と比較して増加しておりますが、体罰及び不適切な行為を行った者の合計では、前年度と比較して横ばいでございます。

また、体罰の程度が著しい事案でございますが、前年度と比較して減少しておりますが、悪質性・危険性のある行為を行った事案は、依然として根絶には至っておりません。

こうした状況を踏まえまして、その下の、体罰等の根絶に向けた今後の主な取組でございます。

まず、体罰や不適切な行為の根絶に向けた校内研修等を、全公立学校で引き続き実施いたします。

具体的には、年2回、全校で、全教職員を対象に校内研修を実施するようにしております。人事部といたしましては、体罰の事例や発生の傾向などの研修素材を提供しております。

次に、体罰等を含むサービス事故の未然防止に向け、教職員のサービスに関するガイドラインや、直近のサービス関連の話題を発信している「ふくむニュースレター」などを、研修等のあらゆる機会を捉えて活用してまいります。

また、各学校において、体罰根絶に向けた宣言を、ホームページにより公表するほか、部活動の教育的意義や体罰防止等に関するガイドラインの活用、新規採用教員に向けたサービス事故の未然防止に係る資料の公開、体罰等により懲戒処分を受けた者に対しては、再発防止の観点から、アンガーマネジメント研修等を実施してまいります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

**【教育長】** ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

【秋山委員】 この調査の対象が、児童・生徒を対象にされていますが、特別支援学校の子供たちというのは、なかなか自分で言えないといえますか、そういう場合に、この教職員だけではなく、生活介助員の人たちとかからも、こういう特別支援学校では、児童・生徒が声を発せない分、こういう人たちからも意見を聞くということも大事ではないかと思えますので、検討していただければと思います。

【人事部長】 標準的には、アンケート調査をやるようにしておりますが、障害の状況において、それがかなわないお子さんもいらっしゃいますので、可能であれば、一人でもやりますし、また、親御さんに対しても、学校でこういう取組をしておりますので、お気付きの点があれば、学校にお寄せくださいということも、積極的にやっておるところでございます。

周りの大人がみんなでキャッチするようということをしております。

【北村委員】 どうもありがとうございました。

体罰というのは、本来はゼロでなければおかしい問題ですので、ゼロにしていきたいということに尽きるのですが、先生方も人間ですので、感情が高ぶったりとかの場面もあると思います。

ただ、ふだんから生徒に対して認識が、自分の言うことを聞くとか、自分より下であるとか、そういう意識がどこかに潜在的にあったりすると、感情的になったときに、手が出てしまうと思うのです。

私たちは、普通に生活していて、感情的になったからといって、仕事で付き合い人いきなり手を挙げたりはしませんよね。それは、対等な立場の人とか、立場が上の人に対しては、そういうことというのは、抑制が働くと思うんですが、生徒のことをそう見ていない場合は、感情が高ぶれば、そこで手が出たりということにつながると思います。

そういうところで、先生方の意識を、ほとんどの先生方はそんなふうに見ていないわけですが、このぐらいの数字と言ってしまうえば、このぐらいの数字にしかならないのかもしれませんが、一部の先生で、そういう意識というものがあるのではないかと思います。

ですので、今の研修等でしっかりやられているとは思いますが、もっと先生方の意識改革も図っていただきたいと思います。願っております。

【人事部長】 おっしゃるとおりでございます、教える側の、教育の根幹について、教員という立場と、子供たちの立場の上下関係とか、上から目線とかが、根底にあるかもしれません。

今おっしゃっていただいた、もともと人間は平等であって、上からどうこうじゃないのだということにつきましても、人事部から全公立学校に発出する服務指導なりで、全部の教員に研修で伝えるようにしていきたいと思います。

【北村委員】 よろしくお願ひします。

【宮崎委員】 子供と同じレベルでやってしまうといけないので、若い先生方では、なかなか難しいところがあると思うのですが、平等な中身をよく考えていただく必要があると思います。

それに関して、認識別で、体罰と思っていなかったという方が、まだ今年5人いらっしゃるのですよね。

今年はいらっしゃらなかったけれども、人間関係ができているので、許されると思ってしまったという方もいらっしゃりますので、その辺の人間関係の作り方というのが、非常に難しいのかなというふうに思います。

このデータから、体罰と思っていなかったという方が、この期に及んでまだなくならないというのは、ちょっと心もとないので、ここは体罰だという意識を持たせるように、この辺はしっかりとやっていただければと思います。

【人事部長】 ありがとうございます。

何が体罰なのかというのを、きちんと教員に示して、絶対に体罰は許されないんだということを、徹底してまいりたいと思っております。

【宮崎委員】 よろしくお願ひします。

【山口委員】 減ってきているということで、取組が進んできていることは間違いないと思うんですが、いろいろな体罰をしてしまった事案等を見ていると、生徒の指導が非常に難しく感じているとか、うまくいかないというような、先生たちの御苦労も伝わってくる事案もございます。

ですから、指導の範囲内というのがなかなか減らないですよね。つまり、どういう指導をしたかということではなく、どういう状況が起きたのかといったところを捉えて、今の生徒たちの動向というか、問題行動とまではいかないと思いますが、どういったことが起

きているのかといったところを、先生方で是非共有していただいて、それが大体分かってくると、そういったときにどのように対処するかというふうなことが、具体的にイメージされていくのかなと思います。

ですので、体罰がなくなることを目指すというよりは、子供たちへの指導がきちんと行われ、子供たちがきちんと成長していくためにというところが、本質だと思いますので、そのところを是非、研修等でも行っていただければと希望いたします。

**【人事部長】** 学校で行う研修では、いろいろな事例を取り上げまして、どういったときに体罰に行ってしまうことが多いとか、どういうときにどんなふうに起きているのかといったことを、分かりやすく示しながら、本来の指導はどうあるべきかということを考えていけるような研修をしたいと考えております。

**【山口委員】** 生徒たちがどうしてそういう行動に至ってしまうのかといったところが重要だと思います。みんなはそういうことにはならないわけで、一部の生徒たちが先生に対してそういう行動をしてしまうとか、体罰を誘発じゃないですが、そういう指導に至るまでの行動を起こしてしまう。

そのところの行動をよく分析ではないですが、それが家庭環境なのか、何なのかは分からないですが、そこも掘り下げていかないと、先生たちは、対症療法では駄目だと思うんです。

こういう行動があったら、こういうふうに指導すればいいんですではなくて、本当のところを手当てしてあげたり、直してあげたり、寄り添ってあげるのが教育だと思いますので、そのところを、分かっておられるとは思いますが、是非よろしくお願いします。

**【人事部長】** 教育の本質としては、正におっしゃるとおりですので、そうならないようにする必要がありますので、もともとはどういう指導をすべきだったのかというところに立ち戻って、やっていきたいと思います。

**【遠藤委員】** 委員の皆さんの御意見を伺っていながら、体罰に関して、懲戒処分等の事案が出てまいりますよね。そのときにいつも悩むのは、熱心な先生ほど体罰という行為に陥りやすいのじゃないかということなんです。

真面目に一生懸命やっている先生が、ちょっとたたいてしまったために、結局、懲戒処分を受けて、先生としての人生を失っていくということがありますが、そういう事案を見るたびに、胸が痛むんですよ。

だから、そういうことにならないように、熱心な先生たちを体罰に向けないように研修の在り方というのは、具体例をどんどん挙げてということになるんだと思いますが、その事案の中には、事例をずっと読んでいますと、生徒たちがそういう熱心な先生を挑発するような事例もあるわけですよ。

あの教師は熱心過ぎて、気に入らないな、ちょっと挑発してやろうかみたいな事案さえ、具体例の中に出てきています。

そうすると、この先生を救うためにはどうしたらいいのかということですが、体罰をしてしまった先生をかばう子供や保護者もいると思うんですが、その辺はなかなか難しいと思うんですが、いつも、委員としていろいろ見ていて、一番悩むのは、この体罰に絡む事案なんです。

もちろん、とんでもない先生もたくさんいますよ。アンガーマネジメントを受けているのに、なぜこのぐらいのことで怒って、生徒をたたくんだみたいな事例が大半だと思うんですが、起こってくる事例の中には、本当に熱心な、今どきそういう言葉が古いのかもしれませんが、熱血先生みたいな人が、逆に、体罰に陥って、子供にとってせっかく有用な指導をしていたことが、無為になってしまうということも出てきています。

だから、そういうことを防ぐためには何をしたらいいのかというようなことを、いつも、この具体的な事案が出てくるたびに、悩んでいますので、研修等で、そうした熱心な先生ほど陥りやすいところがあるというようなことも、是非伝えていっていただきたいと思えます。

感想をちょっと申し上げました。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、本件につきましては、報告として承りました。

## 参 考 日 程

今後の日程

教育委員会定例会の開催

次回 11月26日(木) 午前10時

教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程について、教育政策課長からお願いいたします。

【教育政策部長】 次回の定例会でございますが、11月の第4木曜日となります11月26日、午前10時から、教育委員会室にて開催したいと存じます。

よろしくお願いいたします。

【教育長】 ただいま説明のとおり、次回の教育委員会につきましては、11月26日に開催したいと存じますが、よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——。ありがとうございます。それでは、そのようにいたします。

## 日程以外の発言

【教育長】 日程その他、特に何かございましたら。どうぞ。

【宮崎委員】 このところまた、コロナの感染者数が増加しているような傾向が見られて、なかなか先が読めないのが、きちんとした計画を立てるのは難しいかもしれませんが、これまで半年間で築き上げてきたノウハウもありますので、深刻にならないうちに、学校現場でどんな手を打てるのかというようなことを、是非御検討いただけたらと思っております。

【教育長】 ありがとうございます。

ただいまの件は、東京都全体の対策の中で、今後、インフルエンザとも絡んでまいりますし、いくつかの個別の事案の中で典型的な対策事例なども分かりやすいように、周知をしていくような工夫を今後、図っていきたいと思います。ありがとうございます。

【宮崎委員】 よろしく申し上げます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

よろしゅうございましょうか。

それでは、これから非公開の審議に入ります。

(午前10時35分)